

第118回 定時株主総会 招集ご通知

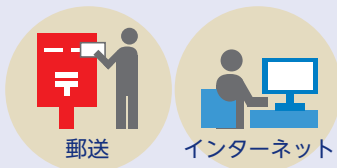
日時 2021年6月23日(水曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所 福島県福島市大町3番25号
当行本店 8階大会議室

議決権行使期限 2021年6月22日(火曜日)

議決権行使のお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆さまの安全を最優先とし、株主総会当日のご来場を見合わせていただきますとともに、事前の議決権行使をお願い申し上げます。詳細は4頁～6頁をご覧ください。



株式会社 東邦銀行

証券コード：8346



議決事項

- 第1号議案 — 剰余金の処分の件
- 第2号議案 — 監査等委員である取締役以外の取締役5名選任の件

本株主総会は当日の開催内容をライブ配信させていただきますので、同封のご案内をご確認のうえ、ご視聴ください。

今後の状況により株主総会の運営等に大きな変更が生じる場合には、当行ホームページに掲載させていただきます。

ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<http://www.tohobank.co.jp/ir/stocks/sokai.html>

株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産につきましては、2018年からとりやめさせていただいております。何とぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

ごあいさつ

株主の皆さまには、日頃より東邦銀行グループをご利用、お引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

第118回定時株主総会の開催にあたり、ここに招集ご通知をお届けいたしますので、ご高覧いただければ幸いです。

2021年6月

取締役頭取 佐藤 稔



企業理念

社会的使命

地域を見つめ、地域とともに

私たちは、
地域を見つめ、地域とともに歩み、
総合的な金融サービスをもって、
「ふくしま」の発展とお客さまの豊かな
くらしづくりのために力を尽くします。

経営姿勢

お客さまの満足のために

私たちは、
進取・積極の精神と健全な姿勢を基本とし、
心が通いあう活きた組織をもって
お客さまの満足のために汗を流します。

行動規範

新しい感覚と柔軟な発想をもって

私たちは、
ふるさと「ふくしま」を愛し、
新しい感覚と柔軟な発想をもって自分を磨き、
お客さまの信頼に応えることを喜びとします。

第118回定時株主総会招集ご通知 目次

第118回定時株主総会 招集ご通知

P.1

株主総会の開催概要をご確認いただけます。

議決権行使についてのご案内 P.4

議決権の行使方法の詳細をご説明しております。

事業報告

P.7

2020年度の取り組み、今後の課題等をご確認いただけます。

1. 当行の現況に関する事項 P.7
2. 会社役員（取締役）に関する事項 P.24
3. 社外役員に関する事項 P.28
4. 当行の株式に関する事項 P.30
5. 当行の新株予約権等に関する事項 P.31
6. 会計監査人に関する事項 P.31
7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の
在り方に関する基本方針 P.32
8. 業務の適正を確保する体制 P.33
9. 特定完全子会社に関する事項 P.37
10. 親会社等との間の取引に関する事項 P.37
11. 会計参与に関する事項 P.37
12. その他 P.37

計算書類

P.38

第118期末貸借対照表 P.38

損益計算書 P.39

連結計算書類

P.40

第118期末連結貸借対照表 P.40

連結損益計算書 P.41

監査報告書

P.42

株主総会参考書類

P.47

株主総会における決議事項の内容をご確認いただけます。

第1号議案 剰余金の処分の件 P.47

第2号議案 監査等委員である取締役以外の
取締役5名選任の件 P.48

〈ご参考〉社外取締役の独立性判断基準 P.54

株主の皆さまへ

福島県福島市大町3番25号
株式会社 東邦銀行
取締役頭取 佐藤 稔

第118回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第118回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止について慎重に検討いたしました結果、適切な対策を実施したうえで開催させていただくことといたしました。

新型コロナウイルス感染拡大が懸念される状況が続いております。株主の皆さまにおかれましては、安全を最優先とし感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場を見合わせていただきますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会は当日の開催内容をライブ配信させていただきますので、同封のご案内をご確認のうえご視聴ください。

また、当日ご来場を見合わせていただく場合は、書面（郵送）または電磁的方法（インターネット等）（4頁～6頁）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2021年6月22日（火曜日）午後5時30分までに、事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止の対応にかかる株主の皆さまへの詳細なお願いにつきましては、3頁をご確認いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日時	2021年6月23日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2	場所	<p>福島県福島市大町3番25号</p> <p>当行本店 8階大会議室</p> <p>（最終ページの株主総会会場ご案内図をご参照ください。なお、開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。）</p>
3	目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第118期（<small>2020年4月1日から 2021年3月31日まで</small>）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件</p> <p>2. 第118期（<small>2020年4月1日から 2021年3月31日まで</small>）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 監査等委員である取締役以外の取締役5名選任の件</p>

以上

インターネットによる開示について

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当行ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ① 株主資本等変動計算書 ② 計算書類の個別注記表
 - ③ 連結株主資本等変動計算書 ④ 連結計算書類の連結注記表

(<http://www.tohobank.co.jp/ir/stocks/sokai.html>)
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当行ホームページに掲載させていただきます。
(<http://www.tohobank.co.jp/ir/stocks/sokai.html>)
- 当行招集ご通知は、当行ホームページおよび東京証券取引所のウェブサイト (<http://www.jpx.co.jp/>) に掲載されています。
(和文および、狭義の招集通知と株主総会参考書類の英訳)

株主の皆さまへのお願い ～新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について～

当行第118回定時株主総会を開催するにあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止等の状況が継続した場合における当行の対応につきまして、下記のとおりご通知申し上げます。

株主の皆さまのご理解ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 議決権行使について

- ①株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、**本株主総会**につきましては、可能な限り書面（郵送）または電磁的方法（インターネット等）（4～6頁）により、事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- ②株主総会にご出席を検討されている株主さまにおかれましては、株主総会開催日までの国内の感染状況やご自身の体調に十分にご留意いただき、ご来場を見合わせていただきますようお願い申し上げます。

2. 当日の株主総会の運営について

- ①当日、ご来場の株主さまの体温測定をさせていただき、体温が高い方や体調がすぐれないように見受けられる方につきましては、ご入場をご遠慮いただく場合がございます。なお、例年よりもご入場いただくまでにお時間がかかる場合がございますので、予めご了承ください。
- ②ご来場の株主さまにはマスクをご着用いただき、受付前にご用意したアルコール消毒液による手指の消毒など、感染防止にご協力ください。
- ③株主総会の運営に関わる当行関係者も、検温を含めて体調を確認のうえマスクを着用させていただきますので、予めご了承ください。
- ④会場内の株主さまの座席につきましては、例年よりも間隔をあけて配置させていただき予定でございます。

株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当行ホームページより、発信いたします情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

(<http://www.tohobank.co.jp/ir/stocks/sokai.html>)。

議決権行使についてのご案内

当日ご来場されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご来場いただく場合



株主総会出席による行使

同封の議決権行使書用紙を、株主総会会場受付にご提出ください。また、当日は本招集通知をご持参ください。

株主総会開催日時

2021年6月23日（水曜日）
午前10時開催

事前に議決権行使される場合

（本年度はこちらを強くご推奨いたします）



書面（郵送）による行使

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご記入いただき、ご返送ください。

※賛否のご表示がない場合は賛成の意思表示として取り扱わせていただきます。

行使期限

2021年6月22日（火曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネット等による行使

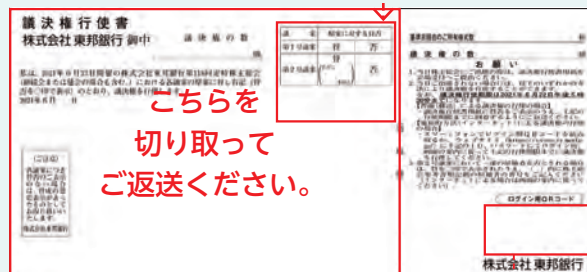
議決権行使サイトにアクセスしてご行使ください。

▶ 詳細は次頁をご確認ください。

行使期限

2021年6月22日（火曜日）
午後5時30分受付分まで

議決権行使書用紙の記入方法



こちらを
切り取って
ご返送ください。

各議案の賛否をご表示ください。

第 号議案

- ▶ 賛成の場合：【賛】の欄に○印
- ▶ 反対の場合：【否】の欄に○印

第 号議案

- ▶ 全員賛成の場合：【賛】の欄に○印
- ▶ 全員反対の場合：【否】の欄に○印

※一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

なお、賛否を表示せずに提出された場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱います。

ログインID

仮パスワード

▶ インターネットによる議決権行使に必要な「ログインID」と「仮パスワード」が記載されています。

当日ご来場いただいた場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、予めご留意ください。

インターネットによる議決権行使方法のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

行使期限

2021年6月22日（火曜日）午後5時30分受付分まで



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

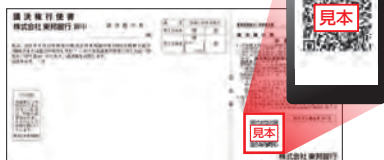
「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

❗ 下記方法での議決権行使は1回に限ります。

1 QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

議決権行使書副票（右側）

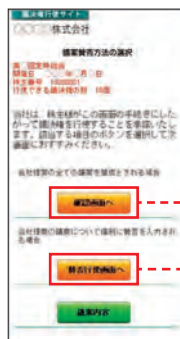


「ログイン用QRコード」はこちら



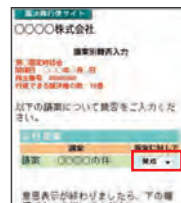
2 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3 各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって各議案の賛否を選択する。



画面の案内にしたがって
行使完了です

二回目以降のログインの際は…
次頁の記載のご案内にしたがって
ログインしてください。→

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該議決権電子行使プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

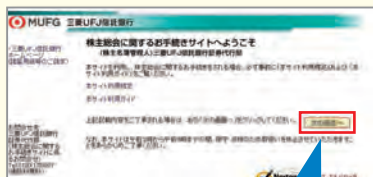
重複して行使された議決権の取扱いについて

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

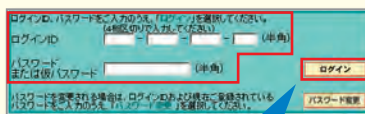
1 議決権行使ウェブサイト にアクセスする

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>



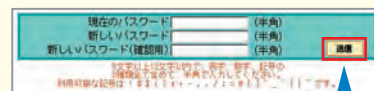
「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の 副票（右側）に記載された 「ログインID」および 「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

3 「新しいパスワード」と 「新しいパスワード（確認 用）」の両方に入力



「送信」をクリック

以降は、画面の案内にしたがって
賛否をご入力ください

ご利用上の留意点

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによって実施可能です（午前2時から午前5時を除く）。
- (2) インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。
- (3) パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は、株主様のご負担となります。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2021年6月22日（火曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使用していただき、ご不明な点等がありましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになります。

議決権行使に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

フリーダイヤル **0120-173-027**（受付時間 9時～21時、通話料無料）

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

イ 主要な事業内容

当行は、福島県に本店を置き、預金業務、貸出業務、為替業務、公共債・投資信託・保険商品などの販売業務、信託業務などを通じて、コンサルティング機能を発揮し地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスを提供しております。

ロ 金融経済環境

(国内経済)

2020年度のわが国経済は、前年度より続く新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況が続くなか、緩和的な金融環境、政府の経済対策の効果に支えられ持ち直しの動きがみられるものの、個人消費など一部に弱さがみられます。

(福島県内経済)

主要な営業基盤である福島県内の経済については、新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響から個人消費は外食や旅行等のサービス消費を中心に減少しており、雇用・所得環境についても、足下では一段と弱い動きとなるなど持ち直しの動きが鈍化しましたが、公共投資は東日本大震災からの復興関連工事、令和元年東日本台風等の復旧関連工事を中心に増加しました。

(金融環境)

長期金利の指標となる10年国債利回りは、量的・質的金融緩和政策のもと、△0.03%～0.16%の水準で推移しました。

日経平均株価については、世界的な金

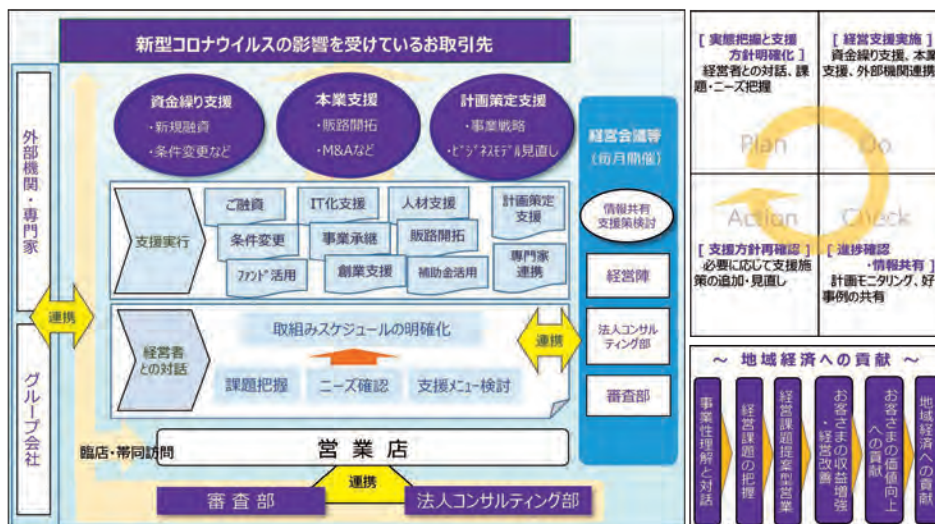
融緩和を背景に上昇基調で推移し、新型コロナウイルス感染症の拡大初期における急落から持ち直して2021年2月には一時3万円台を回復し、年度末には2万9千円台となりました。

ハ 事業の経過およびその成果

このような金融経済環境のもと、中期経営計画「とうほう“健康バンク・健全バンク”計画」の5つの基本方針に基づき、地域経済の活性化とお客さまの豊かな暮らしづくりのために、東日本大震災からの復興支援、コロナ禍におけるお客さま支援などにグループ一体となって取り組んでまいりました。

<「とうほう“健康バンク・健全バンク”計画」の基本方針>

1. ふるさと総活躍実現のための積極的貢献
2. 「地域・お客さま第一」を基本とした営業戦略の推進
3. 変化する経営環境に打ち勝つ健全な経営体質の確立
4. 地域・お客さまの成長を担う人材の育成
5. 働き方大改革推進によるいきいき職場づくり



アフターコロナ・ウィズコロナプロジェクトによるお客さま支援の強化

〈ふるさと総活躍実現のための積極的貢献〉

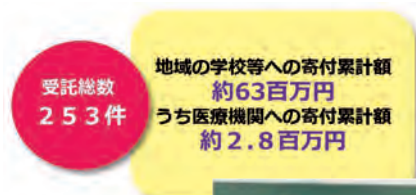
当行は2020年6月に初めて総預金残高が6兆円を超えました。こうした地域・お客さまからの信頼、ご期待にお応えすべく、東日本大震災からの復興支援に加え、令和元年東日本台風や福島県沖地震による被害等からのお取引先の復旧支援、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客さまへの迅速・柔軟な資金供給を通じて地域の金融仲介機能の発揮に努めてまいりました。

コロナ禍の影響が大きいお取引先をサポートする取り組みとしては、「アフターコロナ・ウィズコロナプロジェクト」を立ち上げ、審査部と法人コンサルティング部が連携し、グループ会社や各種専門家の知見も活用して経営課題解決に向けた施

策を立案、実行するなど、全行を挙げてお客さまの支援に尽力してまいりました。

また、お客さまの資金ニーズにお応えすると同時に地域に貢献できる取り組みのひとつとして、寄付型私募債（注1）の発行・引受に注力し、その発行手数料の一部を地元の学校や自治体などへ寄付してまいりました。さらに、2020年12月からは、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む医療機関・福祉施設等を応援したいという多くのお客さまの声にお応えすべく、新たに「とうほう・医療福祉応援私募債」の取り扱いを開始いたしました。寄付型私募債全体で2021年3月までに253件、285億円（寄付総額約63百万円）の実績があり、うち「とうほう・医療福祉応援私募債」については、2020年度に9件を引受し、約280万円の寄付

を通して地域医療機関の支援と、医療従事者の皆さまへの応援・サポートを行ってまいりました。



多様な資金ニーズへの対応【寄付型私募債】

(注) 1. 寄付型私募債は一定の財務基準を満たし、寄付を行う主旨に賛同いただいた法人のお客さまを対象とした私募債です。当行がお客さまから頂く手数料の一部で地域の学校や施設等への寄贈を行っております。

〈「地域・お客さま第一」を基本とした営業戦略の推進〉

事業を営むお客さまへの取り組みとしては、「経営課題提案型営業」の展開により、事業承継やM&A（企業の合併・買収）、人材紹介、ビジネスマッチングなど、お取引先の抱える経営課題の解決に積極的に取り組んでまいりました。

また、福島県が復興の柱に位置づけている再生可能エネルギー分野への取り組みとして、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電などにかかる大型事業に対し、当行がアレンジャーとなりプロジェクト

ファイナンスを組成するなど積極的に対応してきた結果、当分野への融資残高は2021年3月末時点において1,500億円を超えております。今後もクリーンエネルギー分野への取り組みを強化し、CO₂排出量の削減などの環境問題に対して貢献してまいります。



第8回M&Aバンクオブザイヤー「ディールオブザイヤー」受賞
(2020年6月)

個人のお客さまに対する取り組みとしては、人生100年時代を迎えるなか、お客さま本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）のもと、「銀行・信託・証券」連携により資産形成・運用・承継ニーズなどに幅広く対応してまいりました。

特に円滑な資産承継や相続対策についてのお客さまの関心は高く、これまでに信託機能を活用したサービスについて多くのご相談を受け、遺言信託や暦年贈与型信託など約1,000件の信託商品のお申込みを頂いております。



家族のきずな信託

す。こうした取り組みをさらに強化するため、2021年1月より、介護・認知症発症時の資金管理ニーズにお応えするため、「家族のきずな信託」（注2）の取り扱いを開始しております。

(注) 2. 自身に介護が必要になった場合や認知症の発症時等において、介護費・医療費・介護施設への入居費用等を家族が代理人として円滑に引き出すことができる「備えの機能」、家族がお引出し状況を確認する「見守り機能」、ご本人さまに相続が生じた際はご家族にお金を渡せる「遺す機能」を兼ね備えた信託商品です。

〈変化する経営環境に打ち勝つ健全な経営体質の確立〉

変化する経営環境に打ち勝つ健全な経営体質の確立に向け、抜本的な業務効率化およびアライアンス（提携）戦略の強化などを実施し、生産性向上に向けた取り組みを進めてまいりました。

急速に進展しているデジタル化への対応のため、2020年6月に「デジタル戦略・業務改革部」を新設し、当行全体のデジタル戦略および業務改革を統括する司令塔として、お客様向けデジタルサービスの拡充と業務改革を横断的に進めてまいりました。また、2020年4月には業務支援部に融資業務集中センターを新設し、融資実行にかかる手続きや契約書類等の整備などの事務を本部集中処理することで、営業店の事務処理負担の軽減を図っております。

アライアンス戦略として、当行は「TSUBASAアライアンス」（注3）に参加しており、経営統合によらない地銀広域連携の枠組みとして独立性を堅持しながら、基

幹系システムの共同化やフィンテック共通基盤の構築など広範な連携を進めております。2020年7月には、各行に共通する業務や機能の集約を図っていくことを目的として、アライアンス参加行の共同出資により「TSUBASAアライアンス株式会社」を設立いたしました。具体的な取り組みとしては、2020年10月にマネーロンダリングおよびテロ資金供与防止に関連する業務を行うAML（Anti-Money Laundering）センターを同社内に開設し、参加各行の知見やノウハウを結集し、国際的な要請を踏まえたマネーロンダリング管理態勢の高度化を進めてまいりました。



(注) 3. 当行・千葉銀行・第四北越銀行・中国銀行・伊予銀行・北洋銀行・武蔵野銀行・滋賀銀行・琉球銀行・群馬銀行の10行が参加しております。

〈地域・お客様の成長を担う人材の育成〉

多様な才能を持つ人材の育成のため、企業内大学として体系化しております「とうほうユニバーシティ」を中心に充実した研修プログラムを整備し、従業員のスキル向上ならびにキャリアデザインの支援を行ってまいりました。今年度はコロナ禍のなか、TV会議システムやWeb会議システムを活用した研修・セミナーの開催や、eラーニングの拡充により自宅学習

の充実を図るなど、新たな人材育成の環境を整備し、従業員の主体的な成長を促進する取り組みを進めてまいりました。

また、お取引先への人材派遣を積極的に行い、地域の人材不足などの課題解決へ積極的に取り組むとともに、人材交流を通じて多様な人材の創出に努めてまいりました。

働き方大改革推進によるいきいき職場づくり

当行は「働き方大改革」の推進により、従業員の働きがいの向上ならびに生産性の向上に向け、さまざまな施策を実施してまいりました。特に従業員とその家族のこころとからだの健康を第一に「健康経営」を進めており、「とうほう・みんなの健康宣言」に基づき疾病予防・健康な身体づくり・労働環境整備に積極的に取り組んだ結果、4年連続で「健康経営優良法人（ホワイト500）」（注4）に認定されました。



（注）4. 経済産業省および日本健康会議が実施する「健康経営優良法人認定制度」において、特に優良な取り組みを実践する法人に対して与えられる認定です。

従業員がライフイベントに応じて柔軟な働き方ができるよう、男女を問わず子供を持つ役員全員が育児休業を取得する環境を整えております。2020年9月からは「キャリアサポート休職制度」（注5）を創設しており、資格取得の促進などを

通じて多様な人材を育てる環境の整備に努めてまいりました。また、郡山サテライトオフィス（注6）の設置を始めリモートワーク環境を整備し、働き方改革の推進と生産性の向上に向けた取り組みを進めてまいりました。

多様な働き方の推進

「人を大事にする経営」を第一に掲げ、「働き方大改革」のもとで女性やシニア、ハンディキャップを持つ職員等が活躍し、持続的成長を支える組織風土の醸成に取り組んでいます。

- ☺ 完全フレックスタイム制
- ☺ テレワーク
- ☺ 副業・兼業
- ☺ 服装自由化



郡山サテライトオフィスの設置

（注）5. 自己のスキルアップに向けた資格取得や留学、妊活などの個人の重要なライフイベントに専念するため、キャリアを継続しながら休業できる制度です。

（注）6. 従業員が所属部署以外で勤務できる場所として、業務用パソコン等の利用が可能な行内ネットワーク環境やWeb会議システム等を整備したオフィスです。

SDGs／ESGへの取り組み

当行では、地域社会の持続的成長に貢献していくため、「とうほうSDGs宣言」「ESGへの取り組み方針」を制定し、S

DGs／ESGへの取り組みをより一層推進しております。

【環境問題への取り組み】

当行では2020年2月より東北の金融機関で初めて「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）」の提言に賛同表明し、気候変動リスクなどに関する情報を開示しており、2020年5月には、持続可能な社会づくりに資する取り組みとして、社会・環境に大きな影響を与えると考えられる特定セクターについて、当行の投融資に関する取り組み姿勢を明文化したクレジットポリシー（投融資方針）を公表いたしました。

また、再生可能エネルギー分野への融資やESG債（注7）への投資も積極的に行っており、環境問題などの社会的課題の解決に向けた取り組みを支援しております。

環境保全

■TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同

気候変動の影響による豪雨災害等は、企業の事業運営に大きな影響を与えます。

TCFD提言に沿った情報開示・発信を行うとともに、二酸化炭素の排出削減に努めます。

二酸化炭素排出削減目標

2030年度**30%削減**

(2013年度比)

■「とうほうプラスチックスマート宣言」

プラスチックごみによる海洋汚染が世界的な問題となり、その排出削減が求められています。

職場や家庭でのプラスチックごみの削減とリサイクルを強化するため「とうほうプラスチックスマート宣言」を制定しました。



- ペットボトルを控えマイボトルに!
- 買い物にはエコバッグをつかう!
- プラスチックストローは控える!
- 食品容器や文具、生活雑貨も見直す!
- プラスチックはしっかりリサイクルへ!

環境問題への取り組み

(注) 7. 環境関連の事業を資金使途とする「グリーンボンド」、社会貢献事業を資金使途とする「ソーシャルボンド」、環境・社会貢献の両方を目的とする「サステナビリティボンド」などの社会的課題の解決に資する事業を資金使途とする債券です。

【社会貢献への取り組み】

地域振興の取り組みとして、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた地元のお取引先を支援するため、当行役職員が地元の商品を購入する「とうほうマルシェ」を企画し、全行を挙げて地域経済のサポートに取り組んでまいりました。

また、キャッシュカードの不正な引出しにかかる詐欺などの被害からご高齢のお客さまをお守りするため、2020年10月に一定の条件に基づいてキャッシュカードのご利用限度額の引下げを実施するとともに、特殊詐欺防止を目的としたお客さま向けセミナーの開催などを通して金融犯罪被害の根絶に努めてまいりました。



お客さま応援運動 とうほうマルシェ

〈業績の概要〉

以上のとおり、当行は、東日本大震災からの復興支援、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けているお客さまの支援をはじめ、地域金融機関として地域・お客さまの課題解決、豊かなくらしづくりのサポートに尽力してまいりました。

しかしながら、一部業種・企業においては、依然として経済活動の抑制が続いており、福島県内経済についても持ち直しの動きが鈍化するなど、コロナ禍の長期化により先行きにはなお不透明感が残る状況にあります。このような環境のなか、これからも地域金融機関として金融仲介機能を発揮し、全力でお客さまを支援していくため、現在の信用リスクに対して十分な引当を行うなど経営体質強化に向けた損失処理を行いました。

以上の結果、2020年度の業容・業績は以下のとおりとなりました。

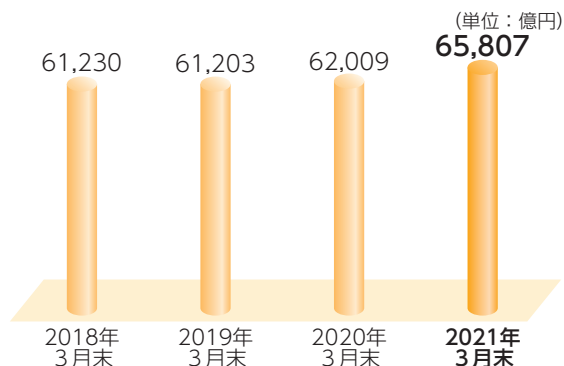
〔預金、譲渡性預金等〕

預金につきましては、個人預金と法人預金が引き続き順調に推移したことなどにより、前年度末比4,672億円増加し、5兆7,908億円となりました。また、譲渡性預金を含む総預金は、前年度末比3,431億円増加し、6兆1,395億円となりました。

預金以外の預かり資産は、投資環境の改善を背景とした投資信託の残高増加等により前年度末比367億円増加し、4,411億円となりました。

総預金と預かり資産を合計した総預かり資産は、主に個人預金・法人預金・預かり資産の増加により前年度末比3,798億円増加し、6兆5,807億円となりました。

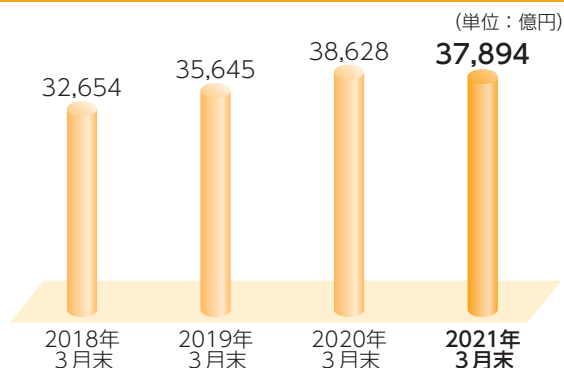
総預かり資産残高【総預金+預かり資産】



〔貸出金〕

貸出金につきましては、コロナ禍の影響を受けたお客さまへ積極的な経営支援に取り組みましたが、公共貸出の減少を主な要因として前年度末比733億円減少し、3兆7,894億円となりました。

貸出金

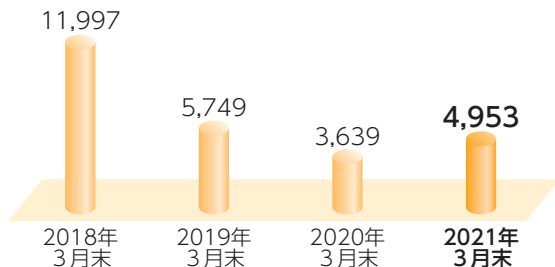


[有価証券]

有価証券につきましては、金融市場の変動に耐えうる安定的な収益確保のため、有価証券のポートフォリオ再構築に取り組んだ結果、期末残高は前年度末比1,314億円増加し、4,953億円となりました。

有価証券

(単位：億円)



[損益]

本業の利益となるコア業務純益（除く投資信託解約損益）は、新型コロナウイルス対策特別資金等のご融資の増加により事業性貸出金利息が増加したことに加え、コスト構造改革の進展による経費圧縮等により前年度比5億円増加して82億円となりました。

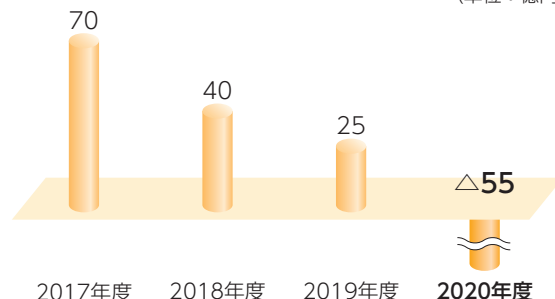
当期純損益は、以下の3つの要因により55億円の損失となりました。また、連結の親会社株主に帰属する当期純損益は46億円の損失となりました。

①貸倒引当金繰入額

東日本大震災から10年が経過し、福島県の復興は新たな局面を迎えています。こうした中、今なお続く風評被害の問題

単体当期純利益

(単位：億円)



や令和元年の豪雨災害、本年2月の福島県沖地震の影響等が見られるとともに、コロナ禍により一部業種・企業において経済活動の抑制が続いています。こうした諸情勢を勘案し、現時点で把握し得る信用リスクに対して十分な引き当てを実施し、貸倒引当金繰入額が111億円となりました。

②株式等売却損

金融市場の変動に耐えうる安定的な収益確保のため、有価証券ポートフォリオ再構築に向けた有価証券含み損の処理により株式等売却損が23億円となりました。

③減損損失

将来のデジタル化を見据えたチャネル戦略に基づく店舗再編の方針を決定したことにより、固定資産にかかる減損損失が22億円となりました。

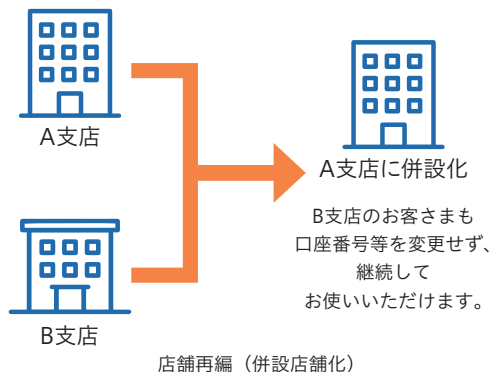
なお、当連結会計年度末の国内基準による連結自己資本比率は、9.28%であり、国内基準行の規制水準である4%を上回っており、引き続き、十分な水準を維持しております。

二 店舗等

デジタル化の進展で非対面サービスの拡大が想定されるなか、店舗再編（併設店舗化）による「拠点の集約」「営業力の集中・強化」を通してお客さまへ高付加価値のコンサルティングサービスを提供できる体制を構築してまいりました。当年度は2020年4月に大森支店を方木田支店内へ移転したほか、2020年7月に発生した郡山市内のガス爆発事故により一時休業していた新さくら通り支店の郡山営業部内への移転を含め、全12カ店を併設店舗化しております。

また、併設店舗化した梁川支店、会津下郷支店、山口支店、川口支店の4カ店については、従来の拠点等に預金・為替・税金納付など業務を限定した「地域の窓口」を設置し、地域のお客さまの利便性確保に努めてまいりました。

今後も地域の環境変化に柔軟に対応しながら、新たな店舗形態への転換なども含め、お客さまのニーズにお応えできるよう店舗機能の充実を図ってまいります。



【田島支店・会津下郷支店・山口支店】

【山口支店「地域の窓口」】

ホ 対処すべき課題

当行において、当年度に複数の不祥事件が発覚し、株主の皆さま、お客さま、地域の皆さまに多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。社会的に大きな役割を担い、信用を第一として高い倫理観が求められる金融機関として、役職員一同、このことを厳粛に受け止め、法令等遵守態勢や内部管理態勢の一層の充実・強化を図り、信頼の回復と不祥事件の根絶に向けて全行を挙げて取り組んでまいります。

当行の営業基盤である福島県においては、少子高齢化の進行に加え、東日本大震災から10年が経過して復興が新たな局面を迎える一方で、いまなお風評被害の問題が残るなか、足元では地域の多くのお客さまがコロナ禍による影響を受けております。このような状況において、当行はこれからも地域社会の抱える課題解決に取り組み、地域を全力で支援し「コロナ禍におけるお客さまへの支援強化と積極的な金融仲介機能の発揮」「法人・個人のお客さまへのコンサルティング力の強化」「アフターコロナ・ウィズコロナプロジェクトによる経営改善支援」などの取り組みを一層強化することで地域経済

の発展に貢献するとともに、信用リスクや市場リスク等のリスク管理態勢の充実・強化に努め、業績面においても黒字転換に向けて役職員一同全力を尽くしてまいります。

さらに、銀行業務においても各種サービスや業務が急速にデジタル化していくなか、お客さまのニーズにしっかりとお応えしていくため、その土台となるT S U B A S A基幹系システムの導入を確実に進めてまいります。

へ 第17次中期経営計画の策定について

上記の考えのもと、当行は以下のとお

り新たに長期ビジョンを定め、2021年度から3か年を計画期間とする第17次中期経営計画を策定いたしました。

長期ビジョン 「地域社会に貢献する会社へ～金融サービスの枠を超えて～」

地域・お客さまが求めるニーズが今後ますます多様化していくなか、新たな発想をもって社会の変化や技術革新、規制緩和等の動きに対し積極的に挑戦し、従来型の伝統的な金融サービスの枠を超えてあらゆる分野で地域社会に貢献していく会社となることを目指してまいります。

長期ビジョン	<p style="text-align: center;">地域社会に貢献する会社へ ～ 金融サービスの枠を超えて ～</p>		
計画名称	<p style="text-align: center;">とうほう「かがやき輝」プラン 計画期間：2021年4月～2024年3月</p>		
基本方針	<p>I. 地域・お客さまが輝く (地域・お客さまへの恩返し)</p>	<p>II. 従業員が輝く (成長と活力)</p>	<p>III. 当行が輝く (持続可能な経営体質)</p>
輝き宣言	<ol style="list-style-type: none"> コンサルティング機能と地域商社機能の発揮により地域社会へ貢献します お客さまの豊かな暮らしづくりのため、資産形成、ローンなどの幅広い分野でお客さま1人1人に最適なサービスを提案します お客さまの利便性向上に向け、デジタルを活用した新たなチャネル戦略を構築します お客さまグループ一体でのワンストップサービスを提供します 	<ol style="list-style-type: none"> 自律的なキャリア形成支援と活力ある職場環境を実現します 多様なワークスタイルを運べる柔軟な働き方を実現します 人材育成により、提案力・実践力を更に強化します 	<ol style="list-style-type: none"> コンサルティング方向向上のため、営業体制・本部組織を変革します 金融サービスの向上と従業員の働き方改革を促進するため、デジタル・IT戦略を強化します 安定収益確保に向け、強固な財務体質を構築します 新たな付加価値の提供に向け、アライアンスを強化・拡大します 持続的社会的の実現に向け、SDGs・ESGへの取組みを促進します コンプライアンス態勢・リスク管理態勢を充実・強化します

新中期経営計画

「とうほう^{かがやき}「輝」プラン」

当行は1941年に設立され今年80周年を迎えます。また、2021年度は新たな中期経営計画のスタートの年でもあります。新中期経営計画の名称は「東から光を背負うて進み、発展する銀行」という「輝きの願い」を込めて名付けられた当行の行名の由来にちなみ「とうほう「輝」プラン」といたしました。これまで支えてくださいました株主の皆さま、お客さま、地域の皆さまへの感謝を新たにするとともに、役職員一同、創立の精神に立ち返り、引き続き地域社会の持続的成長に貢献していくため、以下の3つの基本方針のもと全力で取り組んでまいります。

<地域・お客さまが輝く（地域・お客さまへの恩返し）>

高齢化や人口減少などに加え、コロナ禍による経済の停滞など、課題が山積するなか、当行が持てる経営資源を最大限活用し、お客さまの経営課題の解決・豊かな暮らしづくりに向けて力を尽くす（恩返し）ことで、地域、お客さまの輝く未来を実現してまいります。

<従業員が輝く（成長と活力）>

従業員が主体的かつ自律的にキャリアデザインを描き、成長を実感することにより、従業員が輝き、いきいきと働ける環境を創り上げてまいります。また、OJTを中心として人材育成を重視する企業風土を醸成し、従業員の成長と活力の更なる向上を目指してまいります。

<当行が輝く（持続可能な経営体質）>

店舗機能の見直しや本部組織変革による経営資源の戦略的配置、有価証券ポートフォリオの再構築による収益安定化、コスト構造の抜本的見直しなどを積極的に進め、持続可能で強固な経営体質を構築してまいります。

上記の基本方針のもと地域の復興・成長に向けて地域金融機関としての使命をしっかりと果たしてまいります。

皆さまにはより一層のご支援、ご愛顧を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況

イ 単体業績の推移

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預金	5,229,821	5,195,992	5,323,610	5,790,821
定期性預金	1,245,492	1,211,886	1,175,617	1,172,007
その他	3,984,328	3,984,105	4,147,993	4,618,813
貸出金	3,265,425	3,564,574	3,862,816	3,789,476
個人向け	740,897	773,303	786,717	791,307
中小企業向け	1,026,825	1,067,878	1,096,907	1,124,503
その他	1,497,703	1,723,393	1,979,191	1,873,665
商品有価証券	875	21	16	17
有価証券	1,199,772	574,918	363,966	495,372
国債	451,093	156,812	47,727	136,152
その他	748,679	418,106	316,238	359,220
総資産	6,017,487	5,899,960	6,010,132	6,777,840
内国為替取扱高	26,192,418	25,898,610	26,036,263	26,543,704
外国為替取扱高	百万ドル 1,057	百万ドル 1,148	百万ドル 1,124	百万ドル 1,018
経常利益又は経常損失 (△)	10,162	5,961	3,888	△5,602
当期純利益又は当期純損失 (△)	7,083	4,066	2,554	△5,531
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 (△)	円 銭 28 10	円 銭 16 13	円 銭 10 13	円 銭 △21 94
信託財産	—	37	969	3,539
信託報酬	—	—	0	0

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 「1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△)」は、当期純利益又は当期純損失 (△) を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

□ 連結業績の推移

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	70,605	72,497	63,449	58,275
経常利益又は経常損失 (△)	11,019	5,790	4,376	△4,087
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	7,339	3,585	2,727	△4,664
包括利益	5,825	△2,824	△2,124	1,661
純資産額	199,968	195,127	190,985	191,386
総資産	6,027,154	5,910,153	6,020,752	6,792,337

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	2,010人
平均年齢	42年 4月
平均勤続年数	18年 4月
平均給与月額	384千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、時間外勤務手当等を含み賞与を除く金額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当年度末	
	店	うち出張所
福島県	110	(4)
東京都	2	(-)
宮城県	5	(-)
山形県	1	(-)
茨城県	2	(-)
栃木県	1	(-)
新潟県	1	(-)
合計	122	(4)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を192か所設置しております。また、当行が店舗管理銀行となっている、株式会社イーネットとの提携に基づく店舗外現金自動設備を144か所設置しております。

□ 当年度新設営業所

営業所名	所在地
梁川支店「地域の窓口」 梁川総合支所出張所	福島県伊達市梁川町青葉町1番地（梁川総合支所内）
会津下郷支店「地域の窓口」出張所	福島県南会津郡下郷町大字豊成字林中6092-25
山口支店「地域の窓口」出張所	福島県南会津郡南会津町山口字村上798-22
川口支店「地域の窓口」出張所	福島県大沼郡金山町大字川口字森ノ上460-9

(注) 当年度において店舗外現金自動設備を、7か所新設し、15か所廃止いたしました。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	3,131
---------	-------

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
営業店舗関連（新築・改修）	432
ソフトウェア	1,912
システム機器	540

ハ 重要な設備の処分・除却等

(単位：百万円)

内 容	時 期	金 額
旧桑野支店	2020年 9月	418
旧中町支店	2020年 7月	413
天神寮	2020年12月	257
旧大森支店	2020年12月	211
旧菜根支店	2020年 9月	210
旧いわき荘	2020年11月	153

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ございません。

□ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
とうほう証券 株式会社	福島市大町3番25号	証券業務	3,000百万円	100.00%	子会社
東邦リース 株式会社	福島市上町5番6号	リース業務	60百万円	50.00%	子法人等
株式会社 東邦カード	福島市大町4番4号	クレジットカード業務 および信用保証業務	30百万円	50.00%	子法人等
株式会社 東邦クレジットサービス	福島市大町4番4号	クレジットカード業務 および信用保証業務	30百万円	50.00%	子法人等
東邦信用保証 株式会社	福島市大町4番4号	信用保証業務	110百万円	50.00%	子法人等
東邦情報システム 株式会社	福島市飯坂町 平野字桜田3番地4	電子計算機による計算 業務および電子計算機 ソフトウェア開発業務	60百万円	39.69%	子法人等
株式会社 とうほうスマイル	福島市飯坂町 平野字桜田3番地4	帳票等の印刷・ 製本業務	30百万円	100.00%	子会社
ふるさと産業躍進 投資事業有限責任組合	仙台市青葉区中央 1丁目6番35号	成長・成熟・再生局面 にある企業への投資業務	1,553百万円	—%	関連法人等

- (注) 1. 当行が所有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 連結対象の子会社、子法人等、持分法適用会社は上記の8社であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ACS）を行っております。
 2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
 3. 地方銀行13行（北海道銀行・秋田銀行・山形銀行・七十七銀行・群馬銀行・足利銀行・常陽銀行・武蔵野銀行・千葉銀行・きらぼし銀行・横浜銀行・第四北越銀行・八十二銀行）、第二地方銀行1行（福島銀行）との提携により平日日中のお引出し手数料が無料となるサービスを行っております。
 4. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
 5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービスを行っております。
 6. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。
 7. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
 8. 株式会社千葉銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社北洋銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社琉球銀行および株式会社群馬銀行との間で、「TSUBASA アライアンスに関する基本合意書」を締結しております。
- (7) 事業譲渡等の状況
該当ございません。
- (8) その他銀行の現況に関する重要な事項
該当ございません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員（取締役）の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職
北村清士	取締役会長	
佐藤稔	取締役頭取（代表取締役） 監査部【正】	
竹内誠司	専務取締役（代表取締役）郡山営業部長 営業本部【副】	
青木智	専務取締役（代表取締役） 総合企画部【正】・デジタル戦略・業務改革部【正】 総務部【正】・市場金融部【正】	
坂井道夫	常務取締役 事務本部長 事務本部【正】・コンプライアンス・リスク統括部【正】 総合企画部【副】	
古宮智宏	常務取締役 営業本部長 営業本部【正】	
阪路雅之	取締役常勤監査等委員	
石井隆幸	取締役常勤監査等委員	
藤原隆	取締役監査等委員（社外）	
青野亜佐緒	取締役監査等委員（社外）	弁護士 国立大学法人室蘭工業大学 監事
渡部速夫	取締役監査等委員（社外）	
長野聡	取締役監査等委員（社外）	弁護士 内藤証券株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち、藤原隆、青野亜佐緒、渡部速夫および長野聡は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当行は藤原隆、青野亜佐緒、渡部速夫および長野聡を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定しております。
3. 2020年6月24日開催の第117回定時株主総会最終の時をもって、常務取締役横山貴一、社外取締役田口信太郎、取締役監査等委員丹野真助、社外取締役監査等委員赤城恵一、社外取締役監査等委員原徹は任期満了により退任し、常務取締役石井隆幸は退任後、取締役監査等委員に、社外取締役渡部速夫は退任後、社外取締役監査等委員に、常務取締役須藤英穂は退任後、常務執行役員に就任しております。
4. 社外取締役渡部速夫氏は、エイブリック株式会社の常勤監査役を兼職しておりましたが、2020年5月30日をもって退任しております。
5. 当行は、常勤監査等委員を2名選定しております。常勤監査等委員を選定している理由は、行内事情に精通した者が、重要な会議等への出席、内部監査部門等との連携、執行部門からの定期的な報告の受領等により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。

(ご参考) 当行は執行役員制度を採用しております。各執行役員の氏名、地位および担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	地位および担当
須藤 英穂	常務執行役員 本店営業部長 営業本部【副】
矢吹 光一	常務執行役員 人事部【正】・審査部【正】
小野 佐重喜	常務執行役員 いわき営業部長 営業本部【副】
七海 重貴	上席執行役員 東京支店長
若菜 正典	上席執行役員 事務本部副本部長兼デジタル戦略・業務改革担当
横山 芳一	上席執行役員
安藤 利一之	上席執行役員 会津支店長
木城 清市	執行役員 営業本部副本部長
高橋 伸二	執行役員
佐藤 卓夫	執行役員 業務支援部長
添田 俊樹	執行役員 営業本部副本部長
土屋 広行	執行役員 システム部長
遠藤 勝利	執行役員 営業本部副本部長
澤田 誓	執行役員 原町支店長兼小高支店長兼浪江支店長兼双葉支店長
日黒 寛己	執行役員 小名浜支店長
高橋 由美子	執行役員 事務企画部長
吉田 哲治	執行役員 仙台支店長

(2) 会社役員に対する報酬等

イ 取締役（監査等委員である取締役以外の取締役）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

①当該方針の決定方法

各取締役の報酬の内容に係る決定方針については、報酬の内容について公正性・客観性・透明性を確保するために代表取締役と過半数の独立社外取締役とで組織する指名・報酬協議会において審議を行い、審議結果を取締役会に答申し、取締役会は指名・報酬協議会の答申を踏まえ決議しております。

②当該方針の内容の概要

監査等委員である取締役以外の取締役（以下、「監査等委員以外の取締役」という。）のうち業務執行取締役の報酬については、役位毎の職務及び責任に応じ、月次で支給する確定金額報酬（基本報酬と株式取得目的報酬）、及び単年度の業績に応じて年次で支給する業績連動型報酬で構成しております。株式取得目的報酬については、役員持株会を通じて自社株を取得し、取得した株式を原則として在任中は保有いたします。

業務執行取締役以外の取締役（社外取締役を含む）については確定金額報酬（基本報酬）のみとしております。

確定金額報酬については、2018年6月22日開催の第115回定時株主総会で決議された年額345百万円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内）で各取締

役の役位毎の職務及び責任に応じ月次で支給しております。

業績連動型報酬については、経営陣の業績向上への貢献のインセンティブと位置付け、業績指標として一事業年度の成果を表す単体当期純利益を採用し、2018年6月22日開催の第115回定時株主総会で決議された業績連動型報酬限度額の範囲内において業務執行取締役へ年次で前年度単体当期純利益を基準に以下のとおり支給いたします。

確定金額報酬、業績連動型報酬ともその内容については、指名・報酬協議会において審議を行い、審議結果を取締役に答申し、取締役会は指名・報酬協議会の答申を踏まえ決議しております。

尚、2019年度の単体当期純利益は25億円であり、2020年度の業績連動型報酬の支給はございませんでした。

単体当期純利益水準	業績連動型報酬限度額	業績連動型報酬支給月数
30億円以下	0円	0.0ヶ月
30億円超～40億円以下	30百万円	1.0ヶ月
40億円超～60億円以下	40百万円	1.5ヶ月
60億円超～80億円以下	50百万円	2.0ヶ月
80億円超～100億円以下	60百万円	2.5ヶ月
100億円超	70百万円	3.0ヶ月

(支給方式)

業績連動型報酬支給額＝月額基本報酬×業績連動型報酬支給月数

③ 監査等委員以外の各取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断する理由

監査等委員以外の各取締役の報酬については、指名・報酬協議会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定を行っていることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

□ イ以外の会社役員報酬等の額又はその算定方法の決定方針に関する事項

① 当該方針の決定方法

監査等委員である取締役の報酬の決定方針については、取締役会にて決議しております。

② 方針の概要

監査等委員である取締役の報酬については、月次で支給する確定金額報酬(基本報酬)のみとしております。

監査等委員である各取締役の報酬については2018年6月22日開催の第115回定時株主総会で決議された年額80百万円の限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

八 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動型報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員である取締役を除く)	11名	198	198	—	—
取締役 (監査等委員)	9名	68	68	—	—
計	20名	267	267	—	—

- (注) 1. 2018年6月22日開催の第115回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の確定金額報酬限度額は年額345百万円（うち社外取締役30百万円以内）、業績連動型報酬額は上記イ②に記載している表の通り決議されております。なお、当該限度額には使用人としての報酬は含めておりません。また、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は13名（うち社外取締役は2名）です。
- 2018年6月22日開催の第115回定時株主総会において、監査等委員である取締役の確定金額報酬限度額は年額80百万円と決議されております。また、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は6名です。
2. 上記の支給人数には、2020年6月24日開催の第117回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名（監査等委員を除く）および退任した監査等委員である取締役3名を含んでおります。
3. 2015年6月24日開催の第112回定時株主総会決議に基づき、退任取締役1名に対し退職慰労金5,400千円を支給しております。

(3) 責任限定契約

当行は、社外役員として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外役員との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、下記4名の社外役員は当行との間で、当該責任限定契約を締結しております。

氏 名	責任限定契約の内容
藤 原 隆 青 野 亜佐緒 渡 部 速 夫 長 野 聡	在任中、その任務を怠ったことにより銀行に損害を与えた場合において、社外役員がその職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、銀行に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任を超える部分については、銀行は社外役員を免責する。

(4) 補償契約

イ 在任中の会社役員との間の補償契約

該当ございません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当ございません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項 (役員等賠償責任保険契約の内容の概要)

イ 被保険者の範囲

当行のすべての取締役、執行役員。

ロ 保険契約の内容の概要

被保険者が役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や、争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当行が負担しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名		兼職その他の状況
取締役	青野 亜佐緒	弁護士 国立大学法人室蘭工業大学 監事
取締役	長野 聡	弁護士 内藤証券株式会社 社外監査役

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
取締役 監査等委員 藤原 隆	4年9カ月	当年度開催の取締役会22回 中すべてに出席 当年度開催の監査等委員会 22回中すべてに出席	国家行政に携わった経験と幅広い知見に基づく視点から監督機能を果たすため、当行の取締役会および監査等委員会において、コンプライアンス管理強化について積極的に提言するなど、的確な発言を行っております。 また、指名・報酬協議会において、取締役の選任並びに報酬の決定について、客観的・中立的視点で意見を述べております。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
取締役 監査等委員 青野 亜佐緒	5年9カ月	当年度開催の取締役会22回 中すべてに出席 当年度開催の監査等委員会 22回中すべてに出席	<p>弁護士としての専門的知見および経験に基づく視点から監督機能を果たすため、当行の取締役会および監査等委員会において、コンプライアンス管理強化について積極的に提言するなど、的確な発言を行っております。</p> <p>また、指名・報酬協議会において、取締役の選任並びに報酬の決定について、客観的・中立的視点で意見を述べております。</p>
取締役 監査等委員 渡部 速夫	4年9カ月	当年度開催の取締役会22回 中すべてに出席 取締役監査等委員就任後の 監査等委員会17回中すべて に出席	<p>金融業務全般にわたる幅広い知見と豊富な経験に基づく視点から監督機能を果たすため、当行の取締役会および監査等委員会において、コンプライアンス管理強化について積極的に提言するなど、的確な発言を行っております。</p> <p>また、指名・報酬協議会において、取締役の選任並びに報酬の決定について、客観的・中立的視点で意見を述べております。</p>
取締役 監査等委員 長野 聡	9カ月	取締役監査等委員就任後の 取締役会17回中すべてに出席 取締役監査等委員就任後の 監査等委員会17回中16回 に出席	<p>金融政策全般にわたる幅広い知見に加え、弁護士としての専門的知見を有しており、当該視点から監督機能を果たすため、当行の取締役会および監査等委員会において、コンプライアンス管理強化について積極的に提言するなど、的確な発言を行っております。</p> <p>また、指名・報酬協議会において、取締役の選任並びに報酬の決定について、客観的・中立的視点で意見を述べております。</p>

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7名	38	—

(4) 社外役員の意見

特記すべき事項はございません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	798,256千株
発行済株式の総数	252,500千株 (自己株式443千株を含む)

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 14,878名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	11,359 千株	4.50 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,823	4.29
東邦銀行従業員持株会	10,305	4.08
明治安田生命保険相互会社	9,924	3.93
日本生命保険相互会社	9,923	3.93
福島商事株式会社	8,436	3.34
日東紡績株式会社	4,746	1.88
東北電力株式会社	4,658	1.84
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	4,060	1.61
住友生命保険相互会社	3,939	1.56

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数（443千株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

該当ございません。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当ございません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ございません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 江 見 睦 生	65	(注) 3.
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 高 嶋 清 彦		(注) 4.
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中 桐 徹		

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておりませんが、「当該事業年度に係る報酬等」の金額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 当行、子会社が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額88百万円。
3. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査項目別監査時間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、監査時間・配員計画等の観点から報酬の見積りの相当性の検討を行った結果、報酬額は妥当であると認め、同意いたしました。
4. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務は、時価の算定に関する会計基準適用に伴うCVA/DVAの影響調査支援等であります。なお、当該業務等に係る報酬は17百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 補償契約

イ 在任中の会計監査人との間の補償契約

該当ございません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当ございません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- イ 監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合または会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、会計監査人の解任または不再任が必要であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。
- ロ 監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

8. 業務の適正を確保する体制

(1) 業務の適正を確保する体制の概要

当行は、取締役会において「業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針」として、「内部統制に関する基本方針」について次のとおり決議しております。

イ 当行の法令等遵守態勢

- ① 取締役会は「法令等遵守の基本方針」とこれに基づく具体的な行動規範としての「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役および全従業員等がこれを遵守する。
- ② 取締役会は、年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し、具体的な実践計画に基づく態勢整備を図る。加えて、「法令遵守委員会」を設置し、定期的に法令等遵守態勢・状況のチェック及び管理等の審議結果について報告を受ける。また、全行的な法令等遵守の統括に関する事項を所管するコンプライアンス統括部門を設置する。
- ③ コンプライアンス統括部門は、法令等遵守状況のチェック及び管理等を行うとともに、各本店で任命される法令遵守担当者を通じて法令等遵守態勢の徹底を行う。加えて、公益通報者保護の窓口として、子会社を

含めた全従業員等に対してコンプライアンス上問題のある事項を直接報告させる態勢を構築し、その報告内容に応じ速やかに是正措置を講ずる。

- ④ 内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。
- ⑤ 当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断する。

ロ 当行の取締役の職務の執行に係る情報管理態勢

取締役の職務の執行状況に関する情報については、文書規程等に基づき、各種会議の議事録および各種業務の執行にかかる稟議書等を作成する。これらの文書については、取締役が常時閲覧できるよう保存・管理する。

ハ 当行のリスク管理態勢

- ① 取締役会は「リスク管理の基本方針」および各リスクの管理規程等を制定し、リスク統括部門および各リスク管理部門、管理方法等を定める。加えて「業務継続計画」および「危

機管理対応マニュアル」を定め、各種リスクの顕在化を契機とする危機発生時における速やかな復旧と円滑な対応に努める。

- ② 取締役会は、「リスク管理委員会」等を設置し、定期的に各種リスクの保有状況や対応方針等にかかる審議結果について報告を受ける。リスク統括部門は、各リスク管理部門を通じて常時モニタリングを行うとともに、その結果について取締役会に報告する。
- ③ 内部監査部門は、リスク管理態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

二 当行の職務の効率性確保

定款に定めた事業目的を取締役が効率的に遂行するため、以下の態勢を構築する。

- ① 取締役会は、機関・職制・業務分掌・権限委譲等に関する諸規程を策定し、効率的な職務遂行を実践する。
- ② 取締役会は、中期経営計画や年度経営計画等を策定するとともに、「常務会」や「経営戦略策定・実行委員会」等で進捗管理を行い、必要な経営施

策を機動的に策定する。

- ③ 取締役は、その業務執行状況について取締役会に報告する。

ホ 当行およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する態勢

- ① 当行の取締役会が子会社の業務の適正を監視するとともに、「グループ会社管理規程」を制定して子会社の統括・管理部門を明らかにし、各社における法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備等当行およびその子会社から成る企業集団での内部統制システムを構築する。
- ② 当行は、各子会社に対し、「コンプライアンス・マニュアル」、「リスク管理の基本方針」の制定、経営計画の策定、その業務執行状況を定期的に当行経営陣に対して報告することなどを求めることにより、当行およびその子会社から成る企業集団での業務の適正および効率性を確保していく。
- ③ 内部監査部門は、子会社における法令等遵守態勢やリスク管理態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて子会社およびその統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

- ④ 当行およびその子会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理態勢を整備する。

へ 監査等委員会の職務の補助に関する態勢

- ① 監査等委員会の事務局には、業務執行部門からの独立性を確保する観点から、専属のスタッフを配置し、監査等委員会の職務を補助する。監査等委員会は、上記専属のスタッフに業務に必要な事項を指示することができるものとし、監査等委員会より指示を受けた専属のスタッフは当該指示に係る事項に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く）等の指示命令を受けないものとする。
- ② 当該スタッフの人事に関しては、監査等委員会と人事部門の担当役員と意見交換を行うなどにより、監査等委員会の職務の補助態勢維持に努める。

ト 監査等委員会への報告態勢

- ① 監査等委員会は、法令等に定める事項のほか、必要に応じ内部統制システムの構築・運用状況について当行およびその子会社の取締役および全従業員等（当行の監査等委員である取締役を除く）から報告を受ける。

また、監査等委員は、取締役会・常務会・各種委員会など重要な会議に出席するとともに、監査等委員会は各種議事録や重要書類等の閲覧により、執行状況の報告を受ける。

- ② 監査等委員会は、当行およびその子会社の公益通報者保護の窓口であるコンプライアンス統括部門より、公益通報にかかる内容報告を受ける。
- ③ 当行およびその子会社は、前記①②の報告を行った取締役および全従業員等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行わない。

チ 監査等委員会監査の実効性確保

- ① 監査等委員会の監査の実効性を確保するため、監査等委員会は内部監査部門等と緊密な連携を保ち、内部管理体制における課題等について定期的に意見交換するほか、内部監査の結果等の報告を受ける。
- ② 監査等委員会は、監査部長の選任および解任について、人事部門の担当役員より事前に協議を受ける。
- ③ 監査等委員会は、会計監査人と定期的に情報交換を行うほか、必要に応じて外部専門家の意見を聴取するなど、適正な監査の実施に努める。
- ④ 監査等委員会又は監査等委員の職務の執行について生ずる必要な諸費用については、予算を措置する。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当行では、基本方針に基づく運用状況の確認を毎年実施し、その結果を取締役に報告することにより、内部統制システムの整備と適切な運用に努めております。

当事業年度（第118期）における基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりであります。

イ 当行の法令等遵守態勢

年度毎のコンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、法令遵守委員会（10回）で進捗状況をモニタリングし、その内容を取締役に定期的に報告いたしました。

ロ 当行のリスク管理態勢

年度毎のリスク管理方針を取締役会で定め、リスク管理委員会（18回）およびALM委員会（21回）で進捗状況をモニタリングし、その内容を取締役に報告いたしました。

ハ 当行の職務の効率性確保

取締役会を22回、業務執行の決定の一部を委任している常務会を57回開催いたしました。また、年度経営計画を取締役会で定め、経営戦略策

定・実行委員会（3回）で進捗状況をモニタリングし、その内容を取締役に報告いたしました。

ニ 当行およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する態勢

子会社の業務実績について取締役会に報告（4回）いたしました。また、グループ戦略会議（11回）を開催し、経営課題の把握と対応方針について協議いたしました。

ホ 監査等委員会監査の実効性確保

監査等委員会は、内部監査部門と12回、会計監査人と8回情報交換を実施いたしました。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

11. 会計参与に関する事項

(1) 責任限定契約

該当ございません。

(2) 補償契約

イ 在任中の会計参与との間の補償契約

該当ございません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当ございません。

12. その他

該当ございません。

計算書類

第118期末 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
現金預け金	2,340,308
現金	54,220
預け金	2,286,088
買入金銭債権	9,288
商品有価証券	17
商品地方債	17
金銭の信託	5,450
有価証券	495,372
国債	136,152
地方債	62,810
社債	121,476
株式	43,483
その他の証券	131,448
貸出金	3,789,476
割引手形	2,519
手形貸付	64,052
証書貸付	3,535,207
当座貸越	187,696
外国為替	1,565
外国他店預け	1,565
買入外国為替	0
その他資産	102,254
未決済為替貸	173
前払費用	164
未収収益	2,779
金融派生商品	7,881
金融商品等差入担保金	2,493
その他の資産	88,762
有形固定資産	34,051
建物	10,188
土地	19,705
リース資産	456
建設仮勘定	148
その他の有形固定資産	3,551
無形固定資産	6,433
ソフトウェア	1,651
その他の無形固定資産	4,782
前払年金費用	764
繰延税金資産	9,189
支払承諾見返	9,238
貸倒引当金	△25,570
資産の部合計	6,777,840

科目	金額
負債の部	
預金	5,790,821
当座預金	573,067
普通預金	3,913,496
貯蓄預金	54,177
通知預金	3,764
定期預金	1,169,971
定期積金	2,035
その他の預金	74,308
譲渡性預金	348,774
借入金	420,400
借入金	420,400
外国為替	225
売渡外国為替	89
未払外国為替	136
信託勘定借	3,539
その他負債	17,215
未決済為替借	144
未払法人税等	1,104
未払費用	2,796
前受収益	1,387
給付補填備金	0
金融派生商品	6,056
金融商品等受入担保金	10
リース債務	466
資産除去債務	293
その他の負債	4,957
退職給付引当金	1,699
睡眠預金払戻損失引当金	538
偶発損失引当金	315
ポイント引当金	123
再評価に係る繰延税金負債	2,365
支払承諾	9,238
負債の部合計	6,595,256
純資産の部	
資本金	23,519
資本剰余金	13,653
資本準備金	13,653
その他資本剰余金	0
利益剰余金	137,473
利益準備金	9,865
その他利益剰余金	127,608
別途積立金	130,600
繰越利益剰余金	△2,991
自己株式	△145
株主資本合計	174,501
その他有価証券評価差額金	8,202
土地再評価差額金	△119
評価・換算差額等合計	8,082
純資産の部合計	182,583
負債及び純資産の部合計	6,777,840

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

損益計算書 (2020年4月1日~2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		49,969
資金運用収益	32,776	
貸出金利息	27,641	
有価証券利息配当金	3,921	
コールローン利息	10	
預け金利息	1,203	
その他の受入利息	△0	
信託報酬	0	
役務取引等収益	13,904	
受入為替手数料	4,040	
その他の役務収益	9,864	
その他業務収益	1,272	
外国為替売買益	338	
商品有価証券売買益	1	
国債等債券売却益	371	
金融派生商品収益	545	
その他の業務収益	15	
その他経常収益	2,014	
償却債権取立益	3	
株式等売却益	801	
金銭の信託運用益	19	
その他の経常収益	1,190	
経常費用		55,571
資金調達費用	351	
預金利息	315	
譲渡性預金利息	54	
コールマネー利息	△19	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	6,267	
支払為替手数料	552	
その他の役務費用	5,715	
その他業務費用	425	
国債等債券売却損	89	
国債等債券償却	335	
営業経費	33,927	
その他経常費用	14,599	
貸倒引当金繰入額	11,118	
株式等売却損	2,312	
株式等償却	483	
その他の経常費用	684	
経常損失		5,602
特別利益		72
固定資産処分益	72	
特別損失		2,317
固定資産処分損	112	
減損損失	2,205	
税引前当期純損失		7,847
法人税、住民税及び事業税	1,818	
法人税等調整額	△4,135	
法人税等合計		△2,316
当期純損失		5,531

連結計算書類

第118期末 (2021年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
現金預け金	2,341,116
買入金銭債権	11,964
商品有価証券	17
金銭の信託	10,750
有価証券	492,165
貸出金	3,781,132
外国為替	1,565
リース債権及びリース投資資産	13,009
その他資産	107,840
有形固定資産	34,566
建物	10,341
土地	19,705
リース資産	344
建設仮勘定	154
その他の有形固定資産	4,020
無形固定資産	6,550
ソフトウェア	1,717
その他の無形固定資産	4,833
繰延税金資産	10,706
支払承諾見返	9,238
貸倒引当金	△28,286
資産の部合計	6,792,337

科目	金額
負債の部	
預金	5,784,477
譲渡性預金	340,774
借入金	423,268
外国為替	225
信託勘定借	3,539
その他負債	32,518
退職給付に係る負債	3,058
睡眠預金払戻損失引当金	538
偶発損失引当金	315
ポイント引当金	193
特別法上の引当金	0
繰延税金負債	436
再評価に係る繰延税金負債	2,365
支払承諾	9,238
負債の部合計	6,600,950
純資産の部	
資本金	23,519
資本剰余金	13,653
利益剰余金	147,089
自己株式	△145
株主資本合計	184,116
その他有価証券評価差額金	8,821
土地再評価差額金	△119
退職給付に係る調整累計額	△1,431
その他の包括利益累計額合計	7,270
純資産の部合計	191,386
負債及び純資産の部合計	6,792,337

招集通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結損益計算書 (2020年4月1日～2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		58,275
資金運用収益	32,047	
貸出金利息	27,700	
有価証券利息配当金	3,131	
コールローン利息及び買入手形利息	10	
預け金利息	1,204	
その他の受入利息	△0	
信託報酬	0	
役務取引等収益	14,940	
その他業務収益	9,252	
その他経常収益	2,035	
償却債権取立益	3	
その他の経常収益	2,032	
経常費用		62,363
資金調達費用	359	
預金利息	315	
譲渡性預金利息	53	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△19	
借入金利息	8	
その他の支払利息	1	
役務取引等費用	5,281	
その他業務費用	6,202	
営業経費	35,622	
その他経常費用	14,897	
貸倒引当金繰入額	11,256	
貸出金償却	47	
その他の経常費用	3,593	
経常損失		4,087
特別利益		75
固定資産処分益	73	
国庫補助金	2	
特別損失		2,321
固定資産処分損	112	
減損損失	2,206	
金融商品取引責任準備金繰入額	0	
固定資産圧縮損	2	
税金等調整前当期純損失		6,333
法人税、住民税及び事業税	2,380	
法人税等調整額	△4,049	
法人税等合計		△1,668
当期純損失		4,664
親会社株主に帰属する当期純損失		4,664

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社東邦銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 江見 睦 生 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高嶋 清彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中桐 徹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東邦銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社東邦銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高嶋 清彦 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中桐 徹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東邦銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東邦銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第118期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準及び内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、複数の不祥事件が発生したことを厳粛に受け止め、法令等遵守態勢や内部管理態勢の強化に向けた取り組みについて、これまで以上に監視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

株式会社東邦銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 阪路 雅之 ㊟

常勤監査等委員 石井 隆幸 ㊟

監査等委員 藤原 隆 ㊟

監査等委員 青野 亜佐緒 ㊟

監査等委員 渡部 速夫 ㊟

監査等委員 長野 聡 ㊟

(注) 監査等委員 藤原隆、青野亜佐緒、渡部速夫及び長野聡は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

議案および参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当行の配当方針は、内部留保の充実による健全性の向上を図りながら、安定的な配当を継続することを基本方針とし、業績の成果に応じ弾力的に株主の皆さま方への利益還元を努めていくこととしております。第118期の期末配当につきましては、この配当方針と当期の業績を総合的に勘案のうえ、1株につき2円といたしたいと存じます。これにより、すでにお支払いさせていただいております中間配当金1株につき3円と合わせ、年間の配当金は1株につき5円となります。

1

株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金2円 総額504,113,554円

2

剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年6月24日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1

減少する剰余金の項目およびその額

別途積立金 6,000,000,000円

2

増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 6,000,000,000円

ご参考

1株当たり年間配当金

■ 配当金(円)



第2号議案 監査等委員である取締役以外の取締役5名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の効率化を図ることを目的に1名減員とし、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会は、取締役候補者の選任について、コーポレートガバナンス規程等に則り指名・報酬協議会における討議など適切な選任手続を経ているか、各候補者について取締役会全体の実効性等の観点からその見識、資質、経験が十分か等を検討いたしました結果、本議案で提案されている取締役候補者は適任、妥当であると判断しております。

取締役候補者の氏名等は次頁のとおりであり、取締役候補者に関する事項は49頁から53頁までに記載のとおりであります。

候補者番号	氏名（性別） （年齢）	現在の当行における地位および担当	取締役会出席率 （出席状況）
1	さとう みのる（男性） 佐藤 稔（満60歳） 再任 社内	取締役頭取（代表取締役） 監査部【正】担当	100% （22/22回）
2	すとう ひでほ（男性） 須藤 英穂（満59歳） 新任 社内	常務執行役員本店営業部長 営業本部【副】担当	—
3	さかい みちお（男性） 坂井 道夫（満61歳） 再任 社内	常務取締役事務本部長 事務本部【正】・コンプライアンス・リスク統括部【正】・総合企画部【副】担当	100% （22/22回）
4	よこやま きいち（男性） 横山 貴一（満60歳） 新任 社内	—	—
5	なな うみしげ き（男性） 七海 重貴（満59歳） 新任 社内	上席執行役員郡山営業部長	—

（注）年齢は、年度末現在を基準とした満年齢を記載しております。

新任…新任取締役候補者 再任…再任取締役候補者 社内…社内取締役候補者

候補者
番号

1

さとう
佐藤

みのる
稔

生年月日	1960年11月27日生(男性/満60歳)
所有する当行株式の数	83,300株
取締役会出席率(出席状況)	100%(22回中22回出席)

再任

社内

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月	当行入行	2012年 6月	同	取締役総合企画部長兼経営戦略調整室長
2003年10月	同 総合企画部企画課長			
2006年 3月	同 方木田支店長兼大森支店長	2014年 5月	同	取締役本店営業部長
2007年10月	同 方木田支店長	2014年 6月	同	常務取締役本店営業部長
2008年 6月	同 須賀川支店長	2016年 6月	同	専務取締役(代表取締役)事務本部長
2010年 6月	同 市場金融部長	2020年 6月	同	取締役頭取(代表取締役) 監査部【正】担当 (現在に至る)

■ 取締役候補者の選任理由

佐藤稔氏は、上記略歴に記載のとおり営業店長・本部部長を歴任し、2012年6月に取締役就任。信望が厚く、優れた経営企画能力とバランス感覚を有しており、その職務・職責を適切かつ誠実に果たしております。2020年6月の取締役頭取就任以降は、人口減少等による地方経済の縮小やデジタル化の進展等構造的諸課題への対応、新型コロナウイルスへの対応等、変化の大きい環境の中、株主の皆さまの負託に応えるべく、経営の舵取りを担ってまいりました。

こうした中、2021年4月に中期経営計画「とうほう『輝』プラン」をスタートし、経営環境として先行きの不透明感が強まる中においてもリーダーシップを発揮し事業を牽引することを考慮し、当行グループのさらなる成長のため適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

2

すとう ひでほ
須藤 英穂

生年月日	1961年6月5日生 (男性/満59歳)
所有する当行株式の数	30,200株
取締役会出席率(出席状況)	-

新任

社内

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月	当行入行	2014年 5月	同	総合企画部長兼経営戦略調整室長
2003年 6月	同 本店営業部副部長兼融資一課長	2014年 6月	同	取締役総合企画部長兼経営戦略調整室長
2006年10月	同 人事部副部長			
2008年 3月	同 郡山南支店長	2015年 6月	同	取締役郡山営業部長
2010年 6月	同 法人営業部副部長兼営業渉外課長	2016年 6月	同	常務取締役郡山駐在
2011年 4月	同 法人営業部長兼営業渉外課長	2017年 6月	同	常務取締役郡山営業部長
2012年 9月	同 営業本部副本部長兼法人営業部長	2018年 6月	同	常務取締役本店営業部長
2013年 6月	同 営業本部副本部長	2020年 6月	同	取締役退任
2014年 3月	同 営業本部副本部長兼総合企画部担当部長	2020年 6月	同	常務執行役員本店営業部長 営業本部【副】担当 (現在に至る)

■ 取締役候補者の選任理由

須藤英穂氏は、営業店長ならびに、営業戦略の企画立案の統括や、経営にかかる重要事項の調査・研究、企画立案の統括に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。

また、2014年6月以降、取締役として経営の基本方針および経営計画の企画立案の統括や郡山地区および福島地区の営業店統括等、職務を適切かつ誠実に遂行していることを踏まえ、今後はその経験や知見を取締役の立場で経営に活かすことを考慮し、当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

3

さかい 道夫
みちお

生年月日	1959年5月5日生 (男性/満61歳)
所有する当行株式の数	49,900株
取締役会出席率(出席状況)	100% (22回中22回出席)



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月	当行入行	2016年6月	同	常務取締役総合企画部長兼 総合管理部長
2002年3月	同 総合企画部副部長兼A L M課長	2018年3月	同	常務取締役総合管理部長
2006年10月	同 総合企画部副部長	2018年6月	同	常務取締役コンプライアンス・ リスク統括部長
2008年3月	同 総合企画部担当部長	2020年6月	同	常務取締役事務本部長 事務本部【正】・コンプライアンス・ リスク統括部【正】・総合企画部 【副】担当 (現在に至る)
2011年4月	同 総合企画部担当部長兼 コンプライアンス統括室長			
2011年11月	同 総合企画部担当部長			
2012年6月	同 総合企画部担当部長兼 リスク統括課長兼人事部担当部長			
2012年9月	同 総合管理部長			
2013年6月	同 取締役総合管理部長			
2016年5月	同 取締役総合管理部長兼 コンプライアンス統括室長			

■ 取締役候補者の選任理由

坂井道夫氏は、リスク管理全般および収益管理の統括に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。
また、2013年6月の取締役就任以降は、法令等遵守態勢の統括、資本政策の企画立案や内部統制構築の統括、経営の合理化・効率化、事務・システム全般の効率化の統括等、職務を適切かつ誠実に遂行していることを考慮し、当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

4

よこやま
横山

さいち
貴一

生年月日	1960年7月20日生 (男性/満60歳)
所有する当行株式の数	36,600株
取締役会出席率(出席状況)	-

新任

社内

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月	当行入行	2015年 6月	同 執行役員人事部長
2003年 3月	同 滝沢支店長	2016年 6月	同 取締役人事部長
2005年 3月	同 安積支店長	2017年 6月	同 常務取締役人事部長
2007年 6月	同 仙台支店長	2018年 6月	同 常務取締役
2010年 3月	同 県庁支店長	2019年 3月	同 常務取締役人事部長
2011年 9月	同 個人金融部担当部長	2019年 9月	同 常務取締役
2012年 6月	同 喜多方支店長	2020年 6月	同 取締役退任
2014年 3月	同 人事部担当部長兼人事課長	2020年 6月	東邦情報システム株式会社 代表取締役社長 (現在に至る)
2015年 5月	同 人事部長		

■ 取締役候補者の選任理由

横山貴一氏は、営業店長ならびに、人事管理や従業員の育成・能力開発に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。

また、2016年6月以降、取締役として従業員の多様な働き方支援の統括や、市場部門にかかる諸施策の統括、ならびに動産・不動産および経費全般の管理統括等、職務を適切かつ誠実に遂行するとともに、グループ会社社長を務めた実績を踏まえ、今後はその経験や知見を取締役の立場で経営に活かすことを考慮し、当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

5

ななうみ
七海

しげき
重貴

生年月日	1961年5月30日生(男性/満59歳)
所有する当行株式の数	22,300株
取締役会出席率(出席状況)	-

新任

社内

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月	当行入行	2013年5月	同	融資管理部長兼融資部長
2003年10月	同 郡山支店融資課長	2014年9月	同	白河支店長
2006年3月	同 福島西中央支店長	2015年6月	同	執行役員白河支店長
2008年6月	同 矢吹支店長	2016年5月	同	執行役員東京支店長
2009年9月	同 本店営業部副部長兼融資課長	2019年6月	同	上席執行役員東京支店長
2010年10月	同 本店営業部上席副部長兼融資課長	2021年5月	同	上席執行役員郡山営業部長 (現在に至る)
2012年3月	同 融資管理部長			

■ 取締役候補者の選任理由

七海重貴氏は、営業店長ならびに融資業務全般にかかる企画・管理・指導の統括に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。

また、2015年6月以降は、執行役員として基幹母店における管轄地区内の営業店統括を務め職務を適切かつ誠実に遂行していることを踏まえ、今後はその経験や知見を取締役の立場で経営に活かすことを考慮し、当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、新たに取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

<ご参考> 社外取締役の独立性判断基準

社外取締役の候補者が、東京証券取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、現在または最近^(注1)において、次のいずれの要件にも該当しない場合、独立性を有すると判断する。

- (1) 当行を主要な取引先^(注2)とする者、またはその者が法人等^(注3)である場合にはその業務執行者。
- (2) 当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (3) 当行から役員報酬以外に、多額^(注4)の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人等である場合は、当該法人等に所属する者をいう。）。
- (4) 当行から多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にその業務執行者。
- (5) 当行の主要株主^(注5)、またはその者が法人等である場合には、その業務執行者。
- (6) 次に掲げる者（重要^(注6)でない者は除く）の近親者^(注7)。

A. 上記（1）～（5）に該当する者

B. 当行およびその子会社の取締役、監査役、執行役員または業務執行者

(注1) 「最近」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

(注2) 「主要な取引先」とは、事業年度の連結売上高（当行の場合は連結経常収益）の2%以上を基準に判定。また、融資取引については、当行の融資額が最上位の取引額であり、かつ当該融資を直ちに回収した場合は、事業継続に深刻な影響を及ぼすなど当行の与信方針の変更が取引先に対して著しい影響を与える場合は、主要な取引先とする。

(注3) 「法人等」とは、法人以外の団体を含む。

(注4) 「多額」とは、過去3年平均で年間1,000万円以上の金額をいう。

(注5) 「主要株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者、または法人等をいう。

(注6) 「重要」とは、会社の役員・部長クラスの者、会計専門家・法律専門家については公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者をいう。

(注7) 「近親者」とは、二親等以内の親族をいう。



すべてを地域のために

東邦銀行 株主総会会場ご案内図

会場

福島県福島市大町3番25号
当行本店 8階大会議室

電話

024(523)3131(代表)



本店外観



最寄の駅 「JR福島駅」 東口より徒歩約8分

- 駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大が懸念される状況が続いております。株主の皆さまにおかれましては、安全を最優先とし、感染拡大防止のため株主総会当日のご来場を見合わせていただきますようお願い申し上げます。

当日ご来場を見合わせていただく場合は、書面（郵送）または電磁的方法（インターネット等）（4頁～6頁）により、事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営等に大きな変更が生じる場合は、当行ホームページに掲載させていただきます。ご確認くださいませますようお願い申し上げます。（<http://www.tohobank.co.jp/ir/stocks/sokai.html>）



地球環境を考え、
植物油インキを
使用しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。